

斑鳩町小学校給食非喫食者給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小学校給食費の無償化に伴い、食物アレルギー、宗教上の理由、長期欠席その他のやむを得ない事情により学校給食の全部の提供を恒常的に受けていない児童の保護者の経済的負担を軽減するため、当該保護者に対し、斑鳩町小学校給食非喫食者給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 斑鳩町立小学校に在籍する児童をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (4) 非喫食者 食物アレルギー、宗教上の理由、長期欠席その他のやむを得ない事情により、学校給食の全部の提供を恒常的に受けていない児童をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付を受けることができる者は、非喫食者である児童の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保護者が学校給食停止届を学校へ提出していること。
- (2) 前号の届出に基づき、当該児童に係る学校給食の発注が停止されていること。
- (3) 当該児童が、主食、副食又は牛乳の一部欠食者に該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、当該児童又はその保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合は、給付金の交付対象としない。

(対象月)

第4条 給付金の対象となる月は、当該児童に係る当該月分の学校給食の発注が停止され、かつ、当該月の全ての給食実施日において当該児童が学校給食の全部の提供

を受けていない月とする。

2 前項の規定にかかわらず、給食実施日がない月は、給付金の対象としない。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、対象月の数に5，200円を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、斑鳩町小学校給食非喫食者給付金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、給付金の交付を受けようとする年度ごとに行わなければならない。

3 第1項の申請は、給付金の交付を受けようとする対象月が属する学期の末日までに行わなければならない。

4 前項の期限までに申請があった場合において、当該申請の日以前の同一学期内の月が第4条に規定する対象月に該当するときは、当該月を対象月に含めることができる。

5 前2項の規定にかかわらず、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、申請期限後の申請を受け付けることができる。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、斑鳩町小学校給食非喫食者給付金交付可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により給付金を交付すべきものと決定した者（以下「交付決定者」という。）について、学期ごとの学校給食の終了後に、学校給食の発注停止状況及び提供状況を確認し、給付金の額を確定するものとする。

(給付金の交付)

第8条 町長は、前条第2項の規定により給付金の額を確定したときは、交付決定者に対し、斑鳩町小学校給食非喫食者給付金額確定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するとともに、交付決定者の指定する口座に給付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に規定する給付金の交付要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により給付金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、町長が給付金の交付を適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、斑鳩町小学校給食非喫食者給付金交付決定取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知する。

（給付金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により給付金の交付決定を取り消した場合において、既に給付金を交付しているときは、期限を定めて、当該給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

斑鳩町小学校給食非喫食者給付金交付申請書

斑鳩町長 様

斑鳩町小学校給食非喫食者給付金について、次のとおり申請します。

1 申請者（保護者）

氏名		電話番号	
住所			

2 対象児童

(ふりがな)		生年月日
氏 名		年 月 日
学校・学年・組	斑鳩町立 小学校 年 組	
給食の提供を受けていない理由	☐ 食物アレルギー ☐ 宗教上の理由 ☐ 長期欠席 ☐ その他やむを得ない事情 (内容) _____	

3 振込先口座

金融機関名		支店名	
預金種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号	
口座名義人(カナ)			

4 同意事項

私は、次の事項について確認し、同意のうえ申請します。

- ☐ 町が、本申請の審査及び給付金額の確定のため、学校への照会その他必要な確認を行うことに同意します。
- ☐ 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

斑鳩町長

斑鳩町小学校給食非喫食者給付金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった斑鳩町小学校給食非喫食者給付金について、斑鳩町小学校給食非喫食者給付金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 対象児童

氏名

学校 斑鳩町立 小学校

学年・組 年 組

2 決定内容

☐ 交付します

☐ 交付しません

3 交付しない場合の理由

4 備考

交付決定を受けた場合であっても、学期ごとの学校給食終了後に、学校給食の発注停止状況及び提供状況を確認のうえ、給付金額を確定します。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

斑鳩町長

斑鳩町小学校給食非喫食者給付金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した斑鳩町小学校給食非喫食者給付金について、斑鳩町小学校給食非喫食者給付金交付要綱第8条の規定により、次のとおり給付金額を確定したので通知します。

記

1 対象児童

氏名

学校 斑鳩町立 小学校

学年・組 年 組

2 確定内容

（1）対象月数 か月（ 年 月から 年 月まで）

（2）給付月額 円

（3）確定給付金額 円

3 振込予定

申請時に届け出のあった口座へ、下記振込予定日にて振り込みます。

・振込予定日 年 月 日

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

斑鳩町長

斑鳩町小学校給食非喫食者給付金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した斑鳩町小学校給食非喫食者給付金について、斑鳩町小学校給食非喫食者給付金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

1 対象児童

氏名

学校 斑鳩町立 小学校

学年・組 年 組

2 支給決定取消しの期間

年 月から 年 月まで

3 取消しの理由

- ☐ 要綱に規定する要件に該当しなくなったため
- ☐ 偽りその他不正の手段により給付金の交付決定又は交付を受けたため
- ☐ その他町長が給付金の交付を適当でないと認めたため

（具体的理由） _____

4 備考

既に給付金が交付されている場合は、別途返還を命ずることがあります。